

会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和7年11月25日（火）午後1時34分
- 3 閉会日時 令和7年11月25日（火）午後2時30分
- 4 出席者 教育長
教育委員 4人 計5人
- 5 議決等の状況 原案可決 3件 承認 1件
一部修正可決 0件 同意 0件
継続審議 0件 その他 1件
- 6 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和7年11月25日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長 新田 憲章
委員 玉井 節夫
委員 神原 謙治
委員 松本 真奈美
委員 米田 珠美

計 5人

4 議事日程

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・10月29日（水） 総務文教委員会
- ・11月 7日（金） 令和7年第4回府中町議会臨時会
- ・11月 7日（金） 全員協議会
- ・11月10日（月） 令和7年度第2回西部教育事務所管内教育長、部・課長等会議
- ・11月12日（水） 広島県市町教育委員会連合会教育委員研修会
- ・11月25日（火） 感謝状贈呈式

【学校教育関係】

- ・11月21日（金） 府中緑ヶ丘中学校区公開研究会

日程第3 報告第11号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関することについて」

日程第5 第13号議案 府中町立小中学校職員服務規程の一部改正について

日程第6 第14号議案 府中町図書館協議会委員の委嘱及び任命について

日程第7 第15号議案 学校医の委嘱について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	屋敷 学	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育総務課長	宮脇 理恵	教育総務課主幹	長岡 広憲
社会教育課長	砂崎 勇介	社会教育課主幹	小路 和司

6 議事の内容

(開会 午後 1 時 34 分)

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と米田委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告7件です。

まず、会議等6件です。

1件目は、10月29日水曜日に開催されました「総務文教委員会」についてです。詳細については教育部長が報告します。

教育部長

教育部長です。

10月29日水曜日に開催されました「総務文教委員会」は、閉会中の委員会事務調査事項として、放課後児童クラブの実情、課題を改めて確認するため「放課後児童クラブの運営状況」について、委員から調査の申し出がありました。それについて、社会教育課長から登録児童数、夏休み受入状況や、近隣市町の利用料の状況などの説明を行いました。その後、府中小学校区放課後児童クラブに視察に行き、実際に現状を確認していただきました。総務文教委員会、常任委員会の権限としまして、地方自治法上、あるいは府中町の議会の会議規則の中で、議会案件の審査権に加えて、このような形で所管事務の調査権というのを認めています。その事項に沿って、今回調査されたということです。本来であれば、年に4回議会があるんですけども、この議会の前にだいたいあるんですが、それ以外に調査したいという時には、定期的にこういった調査事項として調査の依頼がありますので、それを使われているということになります。

説明は以上です。

教育長

2件目は、11月7日金曜日に開催されました「令和7年度第4回府中町議会臨時会」についてです。教育委員会関係の議案については、日程第3で説明します。

3件目は、同日開催されました「全員協議会」についてです。詳細については教育部長が報告します。

教育部長

教育部長です。

「全員協議会」が開催されました。これについては、議会の運営に対して協議、または調整をする場として開かれます。私達としては、議会に議案を出す時に、事前に詳細を説明したい時に、この全員協議会の開催をお願いするという方法をとっています。今回 1 月 7 日金曜日に開催されました「全員協議会」は、議員 18 名が出席し、議題は「放課後児童クラブの有料化について」の 1 件でした。全員協議会の資料をお配りしていますので、後ほどご覧いただければと思います。

放課後児童クラブ事業については、子育て支援策の 1 つとして利用料無料を続けてきましたところですが、人件費等の高騰など、運営を維持していくことが厳しい状況となっています。周辺自治体の状況や利用者アンケート結果を踏まえまして、先を見通した持続可能な運営を継続するために、条例を制定し、来年度 6 月以降、利用者に月額 3,000 円の負担をお願いしたいと考えている旨、社会教育課から説明を行いました。

議員からは、有料化を行う理由、アンケート項目、減免制度、国の補助基準、財政状況など様々な質問がありました。今後は、12 月議会に「府中町放課後児童クラブ条例案」を上程する予定としています。

報告は以上です。

教育長

4 件目は、11 月 10 日月曜日に広島市内で開催されました「令和 7 年度第 2 回西部教育事務所管内教育長、部・課長等会議」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。

「令和 7 年度第 2 回西部教育事務所管内教育長、部・課長等会議」について報告します。会議は 11 月 10 日月曜日に開催され、教育長、主任管理主事兼指導主事と私の 3 名が出席しました。西部教育事務所から、服務規律の確保、「主体的な学び」の推進等について説明があった後、県教育長から「広島県の教育の今とこれから『教育に関する大綱』の改定にあたって」と題し、いま改めて大事だと感じている「誰もが安心して学べる環境づくり」、「自分ごと化の仕掛け」、「教師・学校のエンパワーメント」の 3 点と、次期の県の教育に関する大綱で特に注力する「児童生徒の成長と発達を支える生徒指導」、「リアルな体験の充実とデジタルの効果的な活用」、「持続発展する教育のための教員の養成」の 3 点を中心に講演がありました。

報告は以上です。

教育長

5 件目は、11 月 12 日水曜日に三原市で開催されました「広島県市町教育委員会連合会教育委員研修会」についてです。玉井委員、神原委員と私が参加しました。開会行事の後、県教委篠田教育長が「広島県の教育の今とこれから『教育に関する大綱』の改定にあたって」、先ほどの西部教育事務所の講演と内容がダブっておりますが、講話がありました。その後、安芸高田市立向原小学校長による「チーム担任制の推進に向けて」の実践発表があり、続いて、文部科学省教育課程課の荻野教育課長から「生成 A I 時代、G I G A スクール時代の学習指導要領改訂の方向性」についての講演がありました。研修会終了後、県教委幹部職員と市町教育委員による意見交換会が開催され、2 つのテーマに分かれて意見交流を行いました。これにつきましては、後ほど玉井委員、神原委員からご報告をお願いいたします。

6 件目は、本日午前中に開催されました「感謝状贈呈式」についてです。この感謝状は、20 年以上の長きにわたり町の職を務めていただいた方等に贈呈するものです。教育委員会関係では、社会教育委員や公民館運営審議会委員を長年務めていただきました篠永君代さん、学校歯科医を長年務めていただきました故 高木秀樹さん、学校医を長年務めていただいている西村庸夫さんに贈呈しました。

教育長

次に、学校教育関係1件です。

11月21日金曜日に開催されました「府中緑ヶ丘中学校区公開研究会」についてです。詳細については学校教育課長が報告します。

学校教育課長

学校教育課長です。

11月21日金曜日開催の「府中緑ヶ丘中学校区公開研究会について」報告します。

府中緑ヶ丘中学校区では、研究主題を「学校と地域で創る学びの未来～防災に関する創造的な授業づくり～」として、府中南小学校、府中中央小学校、府中緑ヶ丘中学校の3校が小中9年間の系統性を意識した小中連携教育充実事業として取り組んでいます。

今回の研究会では、公開授業で、府中南小学校は、「命を守るというテーマに向けて、アンケートを分析し、次の課題を見つけることができる。」、「友達同士でアドバイスをし合い、グループの計画を改善しようとすることができる。」を目標とした4年生の授業を、府中中央小学校は、「これまでの学びを生かし、「防災キャンプ」を開き、保護者や地域の方に防災で学習したことを、体験を通して伝え、「共助」の大切さを共に高めることができる。」を目標とした3年生の授業を、府中緑ヶ丘中学校は、「自分の命を守るために学校に必要なことを考え、相手に伝えることができる。」を目標とした1年生の授業をそれぞれ提案した後、参観した教職員による「授業や単元デザインが、学校と地域で創る学びとなっていたか」、「本授業が主体的に学ぶ力を育む自分事の学びとなっていたか」の観点での研究協議を行い、県教委義務教育指導課の指導主事による指導・助言を受けました。

その後の全体会では、国立教育政策研究所生涯学習政策研究部の志々田まなみ総括研究官から「地域とともに作る安心・安全な学校づくりに向けて」と題し、災害時には防災について学んだ児童生徒が、教える側、呼びかける立場となり得る等、学校での学習の成果が、児童・生徒だけではなく、地域全体の財産となる、学校・教育活動を超えた地域づくりのテーマとして、コミュニティを耕しやすいテーマであるといった、防災をテーマとした学習のメリット等、多くの示唆に富んだ講演をいただきました。

今後も、小中9年間の系統性を意識した資質・能力の育成に向けて、各校が連携を図りながら授業改善、指導力向上に向け取り組んでいけるよう、事務局としても各校のサポート、指導・助言に努めてまいります。

報告は以上です。

教育長

報告は以上です。

「広島県市町教育委員会連合会教育委員研修会」に参加されました、玉井委員、神原委員からご報告等ございましたらお願ひします。

玉井委員

私は「不登校児童・生徒への支援について」という部会に入らせてもらいました。どの教育委員会もそれぞれ不登校の子ども達が増えているんで、やはり府中町と同じようにスクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーの方を配置して取り組んでいるところが多かったです。で、府中町の取組を話した時に、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーを中学校区に2箇所に分けて入れている、スクールカウンセラーの取り組む時間とか、ソーシャルワーカーの対応とかを見た時に、すごく他の市町に比べて手厚いなという、すごく大切にされているのがよく分かりますよ、ということを言っていただきました。府中町は今、今年から予算立てで、校内での支援センターづくりをしていく、指導員を配置しながらというところが進んでいるんですが、他の市町はまだそこまでいってないところが多かったです。町内には支援センターはあるんだけど、学校内に支援センターを作つて指導員を配置するところまではなかなか予

算立てができていないというところが現状でした。他の町で2つ思ったことが、1つは不登校児童生徒の保護者の家にソーシャルワーカーとか行くんですけど、そこに福祉課の人も一緒に行くんだそうです。で、学校も一緒に行って、そこで一緒に保護者と対応する、それを持ち帰ってまたそこですぐ打ち合わせをするから、同じ土俵で話すので、すごく話が進みやすい、確かにそうだなと思って、学校は学校、ソーシャルワーカーはソーシャルワーカー、福祉課の方は福祉課の方で行くと、話が行き来することがあるけど、同じ土俵で一緒に行って、一緒に話をすると話が早いんだなと思いました。もう1つはですね、不登校で家から一歩も出れない子どもにですね、メタバースで僕もよく分からんんですが、こんなのを着けてメタバースで対応するんだそうです。言ってる僕もよく分からなくてすみません、説明がうまくいかないんですが、インターネットの中で仮想空間を作つですね、その子と共有しながら、その子の居場所作りをするんだそうです。それを取り組むことによって、メリットとしては、その子にとっては安心できる空間が出来て、その空間による居場所ができる、で、きちんと時間を決めていくので、朝晩逆転している子なんかも、その時間になつたら、そのメタバースを取り組むことができて、これはすごいなと思ったんですが、保護者の方も、なんか子どもが自信が出てきたという声もあるそうです。デメリットとしては、他の委員さんから出たんですけども、その世界から現実の世界に繋がっていくのかなとそれが不安かなという、メタバースの世界にのめり込み過ぎないかというのが心配な所もあるんではないかという声もありました。

以上です。

教育長

ありがとうございます。では、神原委員からお願ひます。

神原委員

では、私の方から2点報告させていただきます。まず1点目が、研修会の中で、先ほど教育長が言われた向原中学校チーム担任制についてです。この向原中学校のチーム担任制は先生一人が学級を担任する制度から、複数の先生が交代をしながら担任をするという仕組みとして、導入された経緯がですね、校長先生として着任された当時、どの学年も学級崩壊寸前の状態だったそうです。先生は、精神疾患などによる病気休暇や早期退職が続いており、先生も保護者も児童も疲弊している状態が続いていたと。そこで、導入をする形に決めたなんんですけども、先生への理解を得ることが1番ハードルが高かったということでした。その先生の不安を払拭するために、チーム担任制を導入されている兵庫県の加古小学校の先生達とオンラインで懇談を実施したり、何度も校長先生と先生の間で話し合いを進めて、導入への合意に至ったということでした。実際に実践されてみた結果、保護者、児童、生徒、先生からのアンケートでは、90%以上が導入してよかったですという回答で、児童からは、複数の先生と関わることで悩みを相談しやすくなつたことや、先生の得意な教科だから分かりやすくなつたなど、好意的な意見が多かったです。で、先生におかれましては、一人で悩みを抱え込まず、他の先生にチームとして相談できるので、心理的な負担が減少されたり、あとは働き方改革としての時間外勤務が月に9時間近く減少されたという多くのメリットを感じたとの回答がありました。その後ですね、意見交換会で、「スマホやゲームの使用時間の増加が子供に与える影響について」というグループ協議について、他の市町の委員と協議をいたしました。広島県における児童のスマホやゲームの使用時間は、自宅で勉強する時間に対して、小学生が2.6倍、中学生が3.2倍という状況になつておらず、スマホの使用時間の多い生徒は、各教科への問題への正答率が低いという結果が出ているという状況でした。また、SNSを通じた闇バイトやオンラインカジノなどの犯罪に対してのモラル教育も、しっかりと指導していく必要が高まっている社会環境になっていることも話題になりました。グループ協議では、どの市町もスマホを使用する自宅において学校が指導できることには限界があるという風に感じております、いかに家庭でしっかりと子どもと向き合つて取り組み、ルールを決

めていくことが何よりも重要ということが共通しての意見でした。そんな中、ある市町では、児童に使用時間を強制的に少なくするようにしても到底無理だということを考えて、スマホやゲームより楽しいことを提供することで、必然的に時間を少なくさせる取組を実践されたということでした。その中身としては、例えば、屋外で集まってみんなでする読書会や、野外活動の開催、地域でのスポーツ活動への参加を募り、スマホやゲームから離れる時間を作る努力をされたそうです。で、回数を重ねていくたびに、参加人数が増えていき、結果として学力も向上し、スマホの使用時間も少なくなったということでした。他には、家庭でのスマホに対してのルールづくりを、親が勝手に決めるのではなくて、子どもと一緒に、主体的になって一緒にルールを作っていく必要性、親もそのルールを守ることが重要ではないかという意見が出て、非常に活性化した意見を交わすことができました。

報告は以上です。

教育長

ありがとうございます。

それでは「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

「学校教育関係」について、何かご質問等ございますか。

米田委員

緑ヶ丘中学校区公開研究会の講演のみだったんですが参加させていただきました。コミュニティ・スクールという枠組みを使った学びが研修でされてたんですが、府中町はコミュスクの導入の次の段階に進んでいるのかなという風に、講評等を聞いて思いました。まずは、人に入ってもらう、入った人が、なんかよく分からぬけど手伝ってと言われたから来たという段階のその次の段階に府中は進んでいて、来られた地域の人が、学習上の課題ですとか目的を理解して、ゲストティーチャーとして入っていただくというところが、すごく難しい課題だと思うんですけども、今、沢山の方がお手伝いという形とか、いろんな形で入ってくださっている中で、子どもの学びがなくてはならないということで、先生方は大変とは思うんですけど、やっぱり来ていただくゲストティーチャーも同じ方向を向いて、同じ子どもを育てたいという志を同じくする、という段階に入っている、または、学習成果を地域に還元までが、私が見ていく範囲なんですが、なかなか難しい、できていないのかなと。先生方の手間が増えるのかもしれないけども、防災もそうなんですが、子ども達がすごくよく勉強しているので、是非それを地域に。防災というのは、志々田先生の話の中でも、地域の人より子どもの方が、今的新しい情報、マイタイムラインとか、いろんなことをたくさん知っているから、子どもが地域の人に教えることができる内容であるということで、実際に災害が起きた時とかは、リーダーとして子どもが動いてくれる可能性のある分野だということをお聞きしまして、先生方が地域の人との取組の1つとして、学校運営協議会の方にも内容の活性化ですね、そういう意味でも、教員の方も、例えば4年生がゲストティーチャーに入ってもらおとなれば、直前の何月の会議とかに、順番に運営委員さん以外に教員も参加して、みなさんのご意見を聞いたり、依頼をするという形で学校運営協議会という場を使ってもいいですよというような、協議会委員さんは決まってますけど、学校側は特に何人と決まっていませんもんね、なかなか地域の人に今の学びの形を説明する機会がないなとずっと気になっていたんですが、そこに結構キーパーソンの方が出ていらっしゃるんで、そういう場面で、例えば南小なら南小ではこういう子を育てるためにこういう取組をしていますという話をしてることで、地域の人とも教員の方々も顔見知りになることができますし、新しい次のフェーズというのを教えていただけたかなと思いました。また後、

次期の学習指導要領の話も教えてくださって、まずは今バーチャルとかいろいろなシステムがあるので、集まらないとできない学習は何かというのが問われてくるといふ話を聞いたり、柔軟な教育課題編成の促進ということで、いろいろスタートラインの違う子どもが、外国にルーツを持つ子どもだったりとか、特異な才能のある子どもとかいて、いわゆる普通ていうのはどこですかね、普通とは何でしょうね、ということで、そういうデータを基に、スタートラインが一緒ではない子どもに配慮して、児童の多様性を包摂するような取組がこれから先は必要になるというような話が聞けたので、具体的であり、将来のビジョンとして教えていただけてためになりました。

以上です。

教育長

ありがとうございました。
他によろしいですか。

神原委員

「会議等」の件で、放課後児童クラブの有料化についてですけれど、人件費が大半を占めるというのが問題ということだったんですけども、地域ボランティアの方を指導員としての活用というのはできないものなのかなというのをお聞きしたいと思います。

教育長

ボランティアというのは無償ということですか。それとも、そういう方に指導員になつていただくということですか。

神原委員

ボランティアとして参加することが、制度として可能なのかどうかということです。

社会教育課長

社会教育課長です。

そのイメージもちょっとはあるんですが、まずは、管理として指導員をきちんと配置するというというのが、まず1になるかと思います。その上で、やはり子どもの世話をしていただける方にご協力いただければ、子ども達も楽しく過ごせるのではないかと思いますので、まず管理体制を整えるというのが、今回の条例と有料化等々の施策というところですので、またこれは追々考えさせていただこうと思っております。

教育長

ありがとうございます。

米田委員

もう1つ質問を、資料の11ページに利用料の在り方という所で、国の考え方等が載っていたんですけど、新聞発表等で3,000円、夏休みは4,000円ということですが、資料だと6,500円くらい、運営費の2分の1ということになるということで、広島市が医療費補助の受給世帯が3,000円ですけど、それ以外は5,000円となってますね。で、その周り、熊野、海田は3,000円ですが、広島市で、1件でみると残りと並んで感じですけど、範囲がすごく広いですよね。その町の数を数えたらもっとたくさん、表になると1件で表示されますけど、府中町はほんとにもう市に入つても不思議がない場所にあって、いろいろな費用的なものも高いかなと思う中で、なかなか4,000とか5,000とかという金額を出すのは、難しい所だったんですかね、なんで3,000円なのかな、最初5,000円くらいかなというような話も周りには聞いていたんですが、議会とか新聞発表が3,000

円になっていたので、あと土日とか、夏休みは4,000円という形ですけど、そういうのは結局、赤字赤字になるということですよね、3,000円でいった場合。教えてもらえればと思います。

社会教育課長

社会教育課長です。

広島市、確かに5,000円、3,000円、それから0円があったと思うんですけど、その中の5,000円というのはですね、大半の方が5,000円ではないと運用の中では聞いております。おそらく府中町でも5,000円のランクをつけても、そんなに大半、大きくそういう方が採用されるということはないかと思っています。今回いろいろ調べる中で、運営費自体のあり方も各市町いろいろあります、おやつ1つをとっても出すところ出さないところ、金額が全然違ったりとか、活動費と言われるものがありまして、府中町は今活動費、おやつ代で2,000円を頂戴しているわけなんですけど、その中で共用部分だったり、個人が使う切り絵であったりとか折り紙とか、そういった物もいろいろ買ったりしている訳なんですが、そこ自体、実は基本料金でみたりとかする、運営の仕方がかなり市町村で違ったりする中で、バランスを見ながら、活動費、おやつ代も多少の見直しの対象にしながら、見直しなかったら5,000円になりますので、個人負担等々今後できる限りかけないようにはしたいんですけど、必要なものは頂くというところでございます。府中町の場合は、先ほどおっしゃったような金額で、広島市も国の考え方に基づくと少し高い水準というところになりましたので、まずは3,000円からスタートさせていただきたいと考えているところです。

米田委員

広島市は民間のこういった放課後児童クラブもあるではないですか。府中町はまだないのですかね。

社会教育課長

社会教育課長です。

府中町はですね、そういう補助制度自体がございませんので、広島市の場合は補助制度を確立しながら、公募しながら、そういう形もとっているようなのですが、府中町は独自にやられている児童クラブっぽいものは何件かあるんですけども、補助制度に基づく児童クラブは、今府中町にはないです。

教育長

ありがとうございます。

その他ご報告等ございますか。

松本委員

私は、11月7日の中央小学校の発表会と、11月15日の東小学校の学習発表会に参加させていただきました。子ども達、日頃すごくたくさん学んでいることを体いっぱいに表現していただいて、とても感動的な発表になったなと思って、私は最初から涙がうるうるするくらい感動したんですけど、その中で今回感じたのが、どちらの学校も同じ曲で、同じ演奏をして発表するんですけど、全く違う形になって見れたのがすごい感動しました。中央小はリズミカルに会場が盛り上がるくらい、みんなで一斉に踊りまで出るくらいのそういう表現だったんですけど、東小は、音楽発表会というくらいきちんと各楽器がみんなが1つになって演奏するっていうような、同じ曲なのにこんなに違うんだなというのを感じて、そこはすごく感動したところであります。本当にたくさんの学びを発表できる場があるっていうのは、子ども達もなんですが、先生方もすごい力を入れて、一生懸命頑張って取り組まれたんだなっていうのを感じたので、先生方にも私は拍手を送りたいなと今回思いました。

以上です。

教育長

ありがとうございます。
他によろしいですか。

(なし)

教育長

では次に参ります。日程第3、報告第11号「代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第11号、令和7年11月25日「代理行為の承認について」、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

報告第11号について、説明します。
別紙をご覧ください。

令和7年第4回府中町議会臨時会に提出予定議案のうち、教育委員会関係分について、令和7年10月29日付で府中町長から意見聴取の協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により同意する旨代理し、令和7年10月30日付で回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。

それでは、議案の内容について、資料の順にご説明します。今回付議事件、3件ございました。

まず、付議事件1、第50号議案「令和7年度府中町一般会計補正予算（第4号）」です。

議案資料の2ページをご覧ください。第1表、債務負担行為補正、追加です。

歳入歳出予算は通例、単年度で編成するものですが、複数年契約が必要な事項は、債務負担行為として計上します。表の上から3番目、事項、小学校特別教室等空調設備設置工事設計業務委託料、期間、令和7年度から令和8年度、限度額、2,571万6千円及び4件目、事項、中学校特別教室等空調設備設置工事設計業務委託料、期間、令和7年度から令和8年度、限度額、932万円です。昨今の酷暑を踏まえ、小・中学校の特別教室への空調設置は町の課題となっていたところですが、この度設計に着手することとしました。第5次総合計画前期実施計画は、現在編成作業中ですが、その前倒しと位置付け、少しでも早い設置を目指します。理科室や視聴覚室など、小学校36教室、中学校25教室の特別教室への空調の新設に加え、図書室や保健室など、既に設置済みのうち老朽化した空調の更新も一部含みます。工期は、令和8年1月から11月を予定しており、その後、国費の配当状況にもよりますが、可能であれば令和8年度中の工事費の補正を経て、令和9年度中の完成を見据えるものです。

本補正に関して、議員からは、工事スケジュールに関する質問がございました。

続いて、付議事件2、第51号議案「府中町都市公園条例の一部改正について」です。
第51号議案参考資料、12ページご覧ください。

1、改正の趣旨です。

都市公園に指定管理者制度を導入し、揚倉山健康運動公園の使用料を見直すため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

(1) 指定管理者による管理です。都市公園の管理を指定管理者に行わせることができますようにし、その指定の手続きについて規定します。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲です。指定管理者が行う業務の範囲は、多目的広場、テニスコート、クラブハウスの特別公園施設等の利用の許可、公園の利用の禁止及び制限、利用料金の収受、公園の維持管理等とします。

(3) 利用料金の収受等です。利用料金は指定管理者の収入とし、利用料金の額は別表第1及び別表第2で定める使用料の額の範囲において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとします。指定管理者が定める利用料金の上限を条例で定めることとなります。

(4) 揚倉山健康運動公園の使用料の改定です。その下の資料の表をご覧ください。使用料改定や施設が新設されるエリアについて、使用料改定の前後とその差額を記載しています。

資料1 3ページ、(5)は使用料の額の特例です。揚倉山健康運動公園のクラブハウスを除く特別公園施設の使用料の額について、ア～ウに記載のとおり、増減を行う特例を設けます。

3 施行期日等です。

(1) 施行期日は、公布日です。ただし、(4) 揚倉山健康運動公園の使用料改定及び(5) 使用料の額の特例の規定は、同公園、再整備後の供用開始日である令和10年4月1日から施行します。

(2) 経過措置です。改正後の使用料は、令和10年4月1日以後に特別公園施設を使用する者について適用します。

議員からは、揚倉山健康運動公園の再整備について町民メリットやサービスメリットについて、また使用料については、参考とした他市町の状況などについて質問がありました。

続いて、付議事件3、第52号議案「工事請負契約の締結について（くすのきプラザ空調設備改修工事）」です。

第52号議案参考資料3ページをご覧ください。

工事名は、くすのきプラザ空調設備改修工事、工事場所は、府中町本町一丁目10番15号、安芸府中生涯学習センターくすのきプラザです。契約金額は、8,118万円、契約の相手方は、広島市安佐北区上深川町244番地1、ダン環境設備株式会社です。仮契約日は、令和7年10月17日で、工期は、議会の議決のあった日の翌日から令和8年7月31日です。工事概要につきましては、資料5ページ、第52-1号議案参考資料、工事概要説明書をご覧ください。本工事は、くすのきプラザ空調の中央熱源機器2系統のうち、停止して空調能力の低下を招いている1系統、氷蓄熱ユニットについて、電気式のヒートポンプユニットへの改修を行います。その他、関連する一部の冷温水ポンプや配管設備、電気設備なども併せて改修します。

議員からは、空調の熱源機器2系統のうちの1つを電気式とする理由について質問がありました。

なお、3議案とも議会で可決されました。

説明は以上です。

教育長

今の、報告につきまして、何かご質問等ございますか。では、神原委員。

神原委員

学校の特別教室への空調設備の導入というのは、非常に喜ばしいことだと思うんですけども、今年、参観日ですかね、学校訪問した際に、特別教室の理科の授業で、理科教室が最初は授業していたんですが、暑すぎて、エアコンがある教室に戻って授業し直すという事態を見たところであったんですけども、実際工事をされるのは令和9

年度ということでしたけども、例えば来年度、スポットクーラーで一時的に、設置されるまでの間のぐということは可能だったりするんでしょうか。

教育総務課主幹

今現在、そういった一時的なものは、考えておりません。というのが、設計を今から発注を考えておりまして、1月着手、小学校中学校併せて7校ありますけれども、その7校分をまとめて終わらせて、期間はかかりますけれども、設計が終わり次第、来年度の後半には、小学校中学校併せて7校分単年度でやるような感じで一気に終わらせようと考えております。途中でそういった物を入れた時に、電源関係とかですね、受電設備等の変更等が出てきますので対応が難しいところがある、それなら、そういった時間をかけずに、設計と工事を7校一気に終わらせたいということで今考えております。

教育長

他にございますか。

米田委員

先ほど、計画していただけた部屋の所で、理科室とか視聴覚室とかあったんですけども、他の等というところで、他にどのような部屋、家庭科室とかそういうのが入っているんですか。

教育総務課主幹

教育総務課主幹です。

今考えているのは、普通教室はもうついています。特別教室につきましては、一部音楽室などにはついているんですけど、その他の家庭科室、図工室、相談室、多目的ホールを含めて、基本的には学校と相談した結果なんんですけど、ほぼ全ての教室につくような感じになっています。

米田委員

よかったです。ありがとうございます。

教育長

よろしいでしょうか。それでは、ないようでございまので、よって日程第3、報告第11号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第4、報告第12号「専決処分の報告について「教育委員会の職員の人事に関することについて」」を議題といたしますが、その前にお諮りします。日程第4については、職員の人事に関する案件であるため、非公開が適当と考えます。非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4については非公開とします。なお、資料は後ほど回収させていただきます。

(非公開)

教育長

では次に参ります。日程第5、第13号議案「府中町立小中学校職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第13号議案、令和7年11月25日、「府中町立小中学校職員服務規程の一部改正について」、府中町立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第13号議案について説明します。

改正の趣旨は、町立小中学校の教職員について、これまで行っていた紙の出勤簿への押印を廃止し、データで管理するため、府中町立小中学校職員服務規程を一部改正するものです。新旧対照表をご覧ください。改正前の第5条「職員は、定められた時刻までに出勤し、別に定める出勤簿に押印しなければならない。」を、第1項「職員は、定められた時刻までに出勤しなければならない。」とし、第2項「校長は、出勤簿を整理保管するものとする。」を追加するものです。施行日は令和8年1月1日です。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

神原委員

紙がデータ化されるということは、例えばスマホとかパソコンで出退勤を管理されるという形になるんですか。

学校教育課長

今、エクセルベースで校長が何時に出勤というものを記録するという形で考えております。それ以外でも、校務支援システムでも何時に出勤というのはすでにやっているんですけども、今まで、それに加えて紙に押印というのがあったものを無くして、データだけのものにするということでございます。

教育長

はい、よろしいでしょうか。

ないようございます。よって日程第5、第13号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第6、第14号議案「府中町図書館協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第14号議案、令和7年11月25日、「府中町図書館協議会委員の委嘱及び任命について」、府中町図書館協議会委員の委嘱及び任命について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。府中町図書館協議会委員の委嘱及び任命について説明をさせていただきます。

図書館協議会委員は、府中町立図書館条例第5条第1項の規定において、「協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。」となっています。また、同条第3項の規定により「委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」となっております。

現委員の任期が令和7年11月30日で満了することから、新たに令和7年12月1日から令和9年11月30日までの2年間で委員の委嘱及び任命をするものです。

それでは、資料2ページ、府中町図書館協議会委員名簿をご覧ください。

上から順に読み上げさせていただきます。学校教育の関係者として、府中東小学校の嶋野泉教諭、府中中学校の菅近晋平教諭です。家庭教育の向上に資する活動を行う者として、読み聞かせボランティアからの選出された大和幸子氏と、府中町保育研究会から選出された高田美紀氏です。学識経験のある者かつ家庭教育の向上に資する活動を行う者として、教育委員会の委員経験者かつ読み聞かせボランティアの小濱樹子氏、学識経験のある者かつ社会教育の関係者として、司書有資格者かつ図書館長経験者の赤利治美氏です。社会教育の関係者として、図書館長経験者の金光一隆氏、図書館ボランティアの小田秀美氏です。

3番目の大和幸子氏は再任で、他7名は新任となっております。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第14号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第7、第15号議案「学校医の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第15号議案、令和7年11月25日、「学校医の委嘱について」、学校医の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第15号議案について説明します。学校医（外科）の委嘱です。氏名、太田英敏。発令内容、学校医（府中小学校）を委嘱する。期間は令和8年3月31日までとする。学校医（府中北小学校）を委嘱する。期間は令和8年3月31日までとする。学校医（府中中学校）を委嘱する。期間は令和8年3月31日までとする。発令年月日は令和7年11月25日です。府中小学校、府中北小学校、府中中学校の3校について外科の学校医を委嘱していたスガタ整形外科医院の菅田医師が逝去されたため委嘱を解除し、後任として太田整形外科の太田英敏医師に3校の外科の学校医を委嘱するものです。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第7、第15号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後2時30分)

